

# 佐野市市民活動推進計画 (第二期計画)



平成26年3月

佐野市

## はじめに



今日、地方自治体を取り巻く社会経済環境は、大きな転換期にあり、従来の行政手法や考え方では、少子高齢社会をはじめとする地域社会の変化や、多様な価値観とそのニーズの変化に対応した公共サービスを提供していくことが難しくなってきています。

このような中、本市では、市民活動を推進し、人と人の触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すための「佐野市市民活動推進条例」を平成20年4月から施行し、さらに、この条例に基づき、平成22年3月に「佐野市市民活動推進計画」を策定いたしました。この計画は、市民活動と市民協働の振興を図り、住民や地域の公益に寄与していくために、その取組方針や施策、事業などをまとめた基本計画であり、計画に掲げた基本理念の実現に向けた取組みを推進してまいりました。

この度、現計画期間が終了するにあたり、本市の市民活動を取り巻く環境や新たな課題に対応するために市民活動推進計画(第二期計画)を策定いたしました。本計画では、これまでの取組や成果を踏まえ、基本理念などの基本的な部分を継承しながら市民活動がさらに推進する施策に取組むことで、市民の皆様とともに協働のまちづくりを進めていきたいと考えております。そして、本市の将来像「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」佐野市の実現を目指して全力で取り組んでまいりますので、市政に対して一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました佐野市市民活動推進委員会委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼申し上げます。

平成26年3月

佐野市長 岡部正英

## 目 次

第1章 佐野市市民活動推進計画とは	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	2
第4節 市民活動の定義	3
第5節 市民活動を担う各主体の役割	3
第2章 本市の市民活動の推進に関する基本理念	5
第1節 計画推進のための基本理念	5
第3章 本市の市民活動の現状	6
第1節 本市における市民活動の推進に関する取組み状況	6
第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題	8
第4章 本市の市民活動を推進するための取組み	17
第1節 佐野市市民活動推進計画の目標	17
第2節 計画の体系図	18
第3節 基本目標及び推進施策	19
基本目標1 協働の理解促進と市民力・地域力の向上	19
基本目標2 市民活動団体への支援と連携強化	23
基本目標3 地域自治組織の確立	26
第4節 市民活動推進計画の推進及び進捗管理	28
資料編	
1 市政に関するアンケート結果	29
2 策定経過	30
3 佐野市市民活動推進条例	31
4 佐野市市民活動センター条例	34
5 佐野市市民活動推進委員会規則	38
6 佐野市市民活動推進委員会委員名簿	40

# 第1章 佐野市市民活動推進計画とは

## 第1節 計画策定の経緯

本市は平成17年2月、佐野市・田沼町・葛生町が合併し、新しい佐野市として新たなまちづくりが始まりました。

平成19年12月に、佐野市市民活動推進条例を制定し、市民活動を推進して人と人の触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すことを表明しました。さらに、同条例第3条に掲げる基本理念「市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を促進するものとする。市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。」にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し実施するため、佐野市総合計画中期基本計画（※1）の計画期間に合わせ、平成22年度から平成25年度までの4カ年の「佐野市市民活動推進計画」を平成22年3月に策定しました。

この佐野市市民活動推進計画は、佐野市総合計画中期基本計画の基本目標5「市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を実現するための部門別計画に位置付けられるものであり、これまで市民活動の推進に寄与するための事業を行ってきました。

現計画（第一期計画）の策定から概ね4年が経過し、その間に社会情勢の変化や法令改正が行われ、市民活動団体や特定非営利活動法人を取り巻く状況も変化してきました。平成23年3月の東日本大震災では多くのボランティア活動が注目され、以降のボランティア活動の広がりや関心の高まりにつながっています。また、平成10年に成立した特定非営利活動促進法（NPO法）（※2）も、制度の使いやすさと信頼性向上のための見直しが行われ、一部改正が平成24年4月から施行されており、特定非営利活動団体（NPO）（※3）の活動の環境が整ってきました。

また、平成26年度から始まる佐野市総合計画後期基本計画では、「市民と協働した地域自治づくりの推進と地域力の向上」を具体的施策目標に掲げました。このような状況の変化に対応するため、これまでの実施施策の検証や検討

---

を踏まえ、新しい「佐野市市民活動推進計画」(第二期計画)を策定しました。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(※1)佐野市総合計画中期基本計画

佐野市総合計画は、合併後のまちづくりの基本方針を明らかにし、平成29年度を目標とする11年間の基本構想、基本計画を平成19年3月に策定した。計画は前期、中期、後期と分かれており、中期基本計画はその中の平成22年度から平成25年度までを計画期間としている。また、後期基本計画は平成26年度から平成29年度までを計画期間としている。

(※2)特定非営利活動促進法(NPO法)

特定非営利活動を行う非営利団体に特定非営利活動法人としての法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として、平成10年12月に施行された法律。

(※3)特定非営利活動団体(NPO)

社会の様々な問題の解決を目指し、不特定多数の者の利益の増進のために活動する組織や団体のことで、組織化されたボランティア団体や市民活動団体のこと。(NPOとは、Non profit Organizationの略)

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、「佐野市市民活動推進条例」第4条に基づき、市民活動の推進に関する施策を策定し、適切に実施するための基本計画であり、佐野市総合計画の部門計画としての性格を有し、今後の市民との協働の推進に関する基本方針と施策の基本的方向を明らかにします。

## 第3節 計画の期間

佐野市総合計画後期基本計画の計画期間に合わせ、平成26年度～29年度までとします。

## 第4節 市民活動の定義

市民活動とは、市民が営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的かつ自発的に行うもので、市民活動からは宗教、政治、選挙に関する活動は除かれます。

☆営利を目的としないとは、その活動が対価を受け取っているかどうかというだけで判断するのではなく、活動によって得た利益を分配しないことを意味し、利益が出た場合は団体の活動目的のために使います。

☆不特定多数の者の利益とは、活動者個人や利害関係者のための利益を超えた、地域や社会全体の利益を言います。（対象は市域を超えることもあります。）

※市民活動は、任意性が高く活動目的がはっきりしている目的型と、地域のつながりが強く任意性の低い地縁型に分けることができます。

目的型市民活動団体・・・NPO、ボランティア団体など

地縁型市民活動団体・・・町会、PTA、子供育成会、女性会、老人会など

※市民活動の内容は、NPO法で定められた次の分野に関するものが代表的なものとして考えられます。

- ①保健・医療又は福祉の増進
- ②社会教育の推進
- ③まちづくりの推進
- ④観光の振興
- ⑤農山漁村又は中山間地域の振興
- ⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興
- ⑦環境の保全
- ⑧災害救助
- ⑨地域安全
- ⑩人権の擁護又は平和の推進
- ⑪国際協力
- ⑫男女共同参画社会の形成の促進
- ⑬子どもの健全育成
- ⑭情報化社会の発展
- ⑮科学技術の振興
- ⑯経済活動の活性化
- ⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充
- ⑱消費者の保護
- ⑲前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助
- ⑳前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

## 第5節 市民活動を担う各主体の役割

市民活動を推進するにあたって、佐野市市民活動推進条例では市民活動の定義と基本理念とともに市（行政）の責務と市民、市民活動団体、事業者の役割について次のように説明しています。

---

## ①市民

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

## ②市民活動団体

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

## ③事業者

市民活動の基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

## ④市

市民活動の基本理念にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。また、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。



## 第2章 本市の市民活動の推進に関する基本理念

### 第1節 計画推進のための基本理念

佐野市総合計画・基本構想(計画期間 平成19年度～平成29年度)では、本市の将来像を「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」として、市民一人一人が、ふるさとの歴史、文化に誇りを持ち、新しい夢を育み、生き生きと暮らせる住みよいまちづくりを目指し、そして、この将来像の実現に向けて五つの基本目標により、総合的、計画的なまちづくりを推進していますが、その基本目標の一つに「市民みんなでつくる夢のあるまちづくり」を掲げ、市民と行政が協力し合う新たな関係を築き、誰もが住みよい豊かな暮らしを実感できるまちづくりへの取組みを進めています。

この目標を実現するためには、地域で起きる様々な課題を地域全体で解決していく必要があります。そこには、地域の人々のつながり、支え合いが存在し、豊かな人間関係にもとづく公益活動が行われることで地域への愛情と誇りが育まれ、地域の住み良い環境をつくりだすことができます。

そのために、協働という手法を活用して、様々な主体が相互に連携し、課題を一緒に考え、適切な役割分担のもとにそれぞれが持つ知識、技術や資源を活用し、市民生活の向上や地域社会の課題解決に向けて一緒に行動します。

第二期の計画の推進にあたっては第一期計画に引き続き、基本理念を次のように定めます。

#### 【基本理念】

誰もが住み良い豊かな暮らしを実感できる、  
市民みんなでつくる夢のあるまちづくり



## 第3章 本市の市民活動の現状

### 第1節 本市における市民活動の推進に関する取組み状況

本市における市民活動の推進の取組みは、平成17年2月、佐野市・田沼町・葛生町の合併と共に、市民活動促進課が新設され、協働のまちづくりへの取組みが始まりました。平成18年度からは、市のボランティア活動の拠点施設である「佐野市総合ボランティアセンター」に指定管理者制度(※1)を導入し、施設の管理に民間の能力やノウハウを取り入れてきました。さらに、市民活動促進のための条例検討委員会を平成18年度から設置し、検討を重ね、平成20年4月1日から「佐野市市民活動推進条例」を施行し、併せて、市民活動の拠点施設として位置付けるため「佐野市総合ボランティアセンター」を「佐野市市民活動センター」と改称し、「佐野市市民活動センター条例」を同日から施行しました。

佐野市市民活動センターについては、平成20年度の改称時から指定管理者制度が導入されており、現在は、平成21年4月1日からの5年間の指定期間が満了し、次期5年間の指定期間に入るところであり、民間事業者が管理運営を行っております。指定管理者は、施設の維持管理・使用許可、市民活動に関する情報の収集及び提供、市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進、市民活動に関する相談受け、市民活動に関する研修及び人材の育成に関することなどを行っております。市民活動センターにおける平成24年度の年間延利用者数は**16,126**人で、1日当りの平均利用人数は**52.4**人になっております。

また、平成20年度から、佐野市内にのみ事務所を置くNPO法人の認証事務等が権限移譲(※2)により市に移管され、そのNPO法人の数も年々増加しており、平成24年度末では28法人となっています。

#### ●市民活動センター年間延利用者数

平成20年度	14,473人
平成21年度	13,959人
平成22年度	13,967人
平成23年度	16,674人
平成24年度	16,126人

●佐野市内にのみ事務所を置く NPO 法人数

平成 20 年度	20 法人
平成 21 年度	21 法人
平成 22 年度	22 法人
平成 23 年度	23 法人
平成 24 年度	28 法人

また、平成 22 年 3 月には、平成 22 年度から平成 25 年度までの 4 カ年にわたる第一期佐野市市民活動推進計画を策定し、この計画のもと施策を実施しました。

この計画の初年度となる平成 22 年度からは、市民活動団体への財政的な支援として、「営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与し、市民が主体となって自主的に行う住み良いまちづくりに貢献する事業」に対して、市民活動参画支援事業として、トライコース（最初に受ける助成コース）とジャンプコース（トライコースに継続する助成コース）の二段階に分けて助成を行っています。これまでにトライコースに延べ 13 団体、ジャンプコースに延べ 5 団体に助成を行っています。

また、平成 23 年度からは、「住民主体のより良い地域をつくるため、地域の助け合いや良好な生活環境の保全、地域の一体感の醸成などの地域の課題に、町会が主体となって取り組む事業」に対し 2 年間の支援を行う市民活動モデル町会支援事業を実施しています。平成 25 年度までに支援した町会は延べ 6 町会となっています。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(※1) 指定管理者制度

地方自治法の一部改正(平成 15 年 9 月施行)により、それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度である。

(※2) 権限移譲

平成 12 年施行の地方分権一括法で、都道府県の権限に属する事務の一部を市町村が処理

できる「事務処理特例制度」が地方自治法に創設された。これによって都道府県から市町村への事務処理の権限の移譲が進んでいる。

## 第2節 本市の市民活動推進施策の現状と課題

平成22年度からの市民活動推進計画では、4つの基本目標を掲げ、それぞれに推進施策と推進事業を定めて、市民活動・市民協働の推進に取り組んできました。

その計画の内容と取り組み状況を検証しながら、現状と課題についてまとめていきます。

### 基本目標1 協働の理解促進

市民の視点に立った協働によるまちづくりを進めるため、情報提供と啓発活動を増やし、行政主導であった市政から協働を基本とした市政に転換できるよう市民及び市職員に向けた意識啓発事業に取り組めます。

成果指標	実績基準年 (平成20年度)	目標 (平成25年度)	実績 (平成24年度)
市民活動に参加している、若しくは参加したことがある市民の割合	48.8%	64.0%	65.1%

(市政に関するアンケートより)

※成果指標数値については、平成24年度にすでに達成している。

### 《推進施策及び推進事業》

#### 推進施策1 市民、市民活動団体に対する意識啓発推進

##### 推進事業① 情報の収集・提供

市民活動や協働に関する情報や、活動事例、団体紹介など必要な情報を収集し発信します。

[現状及び課題]

- ・情報紙「シャイニングアイ」や市民活動センターの情報紙「ここねっと」

---

の発行、また、市や市民活動センターのホームページなどを通じ情報を発信している。市民活動、市民協働の理解促進には、情報の収集・発信は重要であり、今後も継続し充実を図る。

### 推進事業② 相談の充実

市民活動の相談に適切に対応できる体制を整えます。

[現状及び課題]

- ・市民活動センターでは市民活動全般について、市民活動促進課ではNPO関係についての相談に対応している。今後も市民活動の相談には適切に対応し、協働の普及に努める。

### 推進事業③ 啓発の推進

講演会やシンポジウムの実施、楽習出前講座の活用、協働リーフレットの作成を通じ、市民に対し市民協働の理解を深める啓発を推進します。

[現状及び課題]

- ・講演会や講座を実施し、リーフレットの作成の代わりに市の広報紙に特集記事を掲載し、啓発を進めている。
- ・平成21年1月に実施した「市政に関するアンケート」では、「協働という言葉が初めて聞いた」が57.2%だったが、平成25年1月のアンケートでは48.6%と減少しており、一定の啓発の効果が表れている。しかし、まだ約半数の回答者にとっては初めて聞く言葉であり、協働の概念や取り組みについて、更なる情報の提供、啓発の推進が必要である。

## 推進施策2 市職員に対する意識啓発の推進

### 推進事業① 研修の充実

市職員が、市民活動や市民との協働について理解するために必要な知識や事務手続きを学ぶための研修会を実施します。

[現状及び課題]

- ・市職員対象の研修は、管理職級を対象に実施したが、今後は実務級の職員を対象に多くの職員に対し研修を実施する必要がある。

### 推進事業② 啓発の推進

市職員向けに「市民協働ハンドブック」を作成し、協働の理解と協働事業

の実施に役立てます。

[現状及び課題]

- ・職員向けガイドブックを作成し配布した。今後そのガイドブックを活用し、協働の理解と実践につなげる必要がある。

## 基本目標 2 ー市民活動するための環境整備と支援ー

町会やNPO・ボランティア団体等、様々な市民活動団体の人材育成や活動機会の確保等を支援し、活動環境の整備に努め活動団体の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 20 年度)	目 標 (平成 25 年度)	実 績 (平成 24 年度)
市民活動に携わっている目的型団体数	185 団体	200 団体	331 団体

(市民活動促進課庁内調査より)

※成果指標数値については、平成 24 年度にすでに達成している。また、認証NPO法人数についても、平成 20 年度 20 団体から平成 24 年度 28 団体へと増加している。

### 《推進施策及び推進事業》

#### 推進施策 1 活動団体の育成・支援

##### 推進事業① 研修会への派遣

市民活動団体の指導者育成のため、研修会等の情報の提供や、必要に応じた人材の推薦、派遣などを行う。

[現状及び課題]

- ・市民活動センターのホームページで各種講座・研修会の情報提供を行ったが、人材の推薦・派遣などは実施に至っていない。

##### 推進事業② 情報交換・学習会の実施

NPO団体や市民活動団体を対象に、団体同士の情報交換のための交流会や、活動に役立つ研修会などを開催します。

[現状及び課題]

- ・市民活動センターにおいて交流会や講座などを実施している。今後は、そ

---

の内容の充実を図る必要がある。

### **推進事業③ 市民活動保険の整備**

安心して市民活動に参加できるよう保険制度を整備し、一元的に加入することにより、加入漏れや各課との重複加入の防止に努める。

[現状及び課題]

- ・新たな市民活動保険とそれぞれの所管での現加入保険とでは、補償対象や補償内容が異なっており、内容の統一・調整が困難である。

### **推進事業④ 広報活動の支援**

市民活動センターの情報紙やホームページなどを活用し、市民活動団体の活動情報や行事予定、募集などの情報発信に努める。

[現状及び課題]

- ・市民活動センターの情報紙やホームページから活動団体の情報発信を行い、また、市民活動参画支援事業の対象団体については、市の情報紙で活動紹介するなどの広報支援を行っている。今後とも広く活動団体の情報発信に努める必要がある。

## **推進施策2 コミュニティ活動支援**

### **推進事業① モデル町会の設置**

モデル町会を指定し、協働の理解を図りつつ、住民の相互扶助や安全対策、公共施設の管理運営などに取り組むことを支援します。

[現状及び課題]

- ・モデル町会については、支援事業を平成23年度から3町会を対象として開始した。今後の更なる支援充実により、町会活動の活性化を図る必要がある。

## **推進施策3 活動拠点の充実**

### **推進事業① 市民活動センターの充実**

市民活動センターの利用者と指定管理者の連携のもとに、利用者協議会による事業を実施し、センターの情報提供業務や相談業務の充実を図ります。

[現状及び課題]

- ・利用者協議会の設立は利用者団体との調整がつかず設立に至っていない。
- ・市民活動センターの利用者数は増加してきている。今後は、相談業務や団体間の協働の調整機能の充実が求められる。

### 推進事業② 地区公民館等の充実

各地区公民館や地域生活改善センター等の公共施設において、市民活動に関する情報提供や施設の利用促進が図れるよう努めます

[現状及び課題]

- ・各地区公民館等を市民活動の場として活用、また、情報紙を常設するなど情報提供を行っているが、引続き、市民活動の場としての促進を図る。

### 基本目標 3 ー市民協働に参加・参画するための仕組みづくりー

市民協働によるまちづくりを推進していくためには、市民の声が市政の運営に届く仕組みが必要です。広聴機能や政策形成過程への参画機会の充実など、市民が市政に参画しやすい環境を整備します。

成果指標	実績基準年 (平成 20 年度)	目 標 (平成 25 年度)	実 績 (平成 24 年度)
市民と協働している事業数	115 件	150 件	138 件

(市民活動促進課庁内調査より)

※成果指標数値について、平成 24 年度の 138 件は平成 23 年度と同数であり、目標達成は困難な状況にある。

### 《推進施策及び推進事業》

#### 推進施策 1 市民の意見が反映する仕組みづくり

##### 推進事業① 各審議会等への市民参加の促進

行政が設置する各種審議会、委員会などに市民からの公募枠を設け、市民の意見を聴取しやすい環境の整備に努めます。

[現状及び課題]

- ・各種審議会、委員会における公募枠の設定は各所管課で判断しており、その審議会等の審議内容などにより、公募委員の必要性が異なる。

---

## 推進事業② パブリック・コメント手続き（※1）の実施

パブリック・コメント手続きの周知活用に努め、市民が意見や提案を提出し、政策に反映しやすい制度の運用に努めます。

[現状及び課題]

- ・パブリックコメント手続きは、各事業課において実施し、広報紙やホームページで周知しており、定着している。

## 推進事業③ ワークショップ（※2）の活用

公共施設の整備計画や地域課題の改善計画を立案する際、ワークショップの手法を活用し、市民や専門家、行政が平等の立場で意見を出し合い合意形成をしていくことに努めます。

[現状及び課題]

- ・ワークショップの手法の活用は各事業課で必要に応じ実施している。

## 推進施策2 市民活動に参加するための支援

### 推進事業① アドプト制度（※3）の導入

地域住民や市民活動団体が、公共施設や道路、河川などの公有財産を愛情と責任を持って維持管理し、清掃美化するアドプト制度の導入を図ります。

[現状及び課題]

- ・一部の公有財産の清掃などは地元の地域住民が行っているが、委託というかたちで実施されており、まずはアドプト制度の理解促進に取り組む必要がある。

### 推進事業② まちづくりファンドの創設

まちづくりファンド（基金）を市の出資と民間の寄付を原資に創設し、まちづくり活動につながる市民活動団体の有益な事業に対し助成し、事業実施を支援します。

[現状及び課題]

- ・基金の原資については、財政的、協働の視点から市の出資と寄付が1：1が望ましいが、民間支援が望めない現状では基金の創設は困難である。

### 推進事業③ 協働事業提案制度の導入

協働のまちづくりに関する事業を公募し、市と市民活動団体が協定を結ん



---

で事業を実施します。必要に応じまちづくりファンドの活用も検討します。

[現状及び課題]

- ・協働事業提案制度は、まちづくりファンドの創設が難しいことから、制度の導入は困難である。なお、NPO や市民活動団体が実施する有益な事業に対し、支援をする市民活動参画支援事業を開始した。協働の理解促進を更に進めるうえでも、この事業の継続が必要である。

**推進事業④ 市民活動人材登録の活用**

市民活動団体や行政の事業と、それらへの支援協力を希望する人材をつなぐ人材登録を充実するとともに、求める側と協力する側を結び付ける調整力を高めます。

[現状及び課題]

- ・佐野市市民活動センター、佐野市社会福祉協議会でボランティア登録、紹介を行っているが、分野の偏り、協力者の不足などまだ十分とは言えない。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(※1)パブリックコメント手続き

パブリックコメント手続きとは、市の基本的な政策等を策定する過程において、その目的、内容を公表し、市民から意見を求め、また実施機関の考えを公表する一連の手続きを言います。

(※2)ワークショップ

ワークショップとは、研修の手法として参加体験型グループ学習を意味します。専門家の助言を受けながら参加者が自発的に共同で研究や討議、創作などを行い、結論を引き出す方式です。

(※3)アドプト制度

アドプトとは、英語で「養子にする」という意味があり、公共財産の清掃などを協定を結び地域で引き受けるといった制度です。1985年にアメリカでハイウェイに散乱したゴミの清掃に市民の協力を得たことで始まり、日本でも各自治体が様々なものを対象に導入しています。市民や団体等が行うことにより市民全体に「ゴミを捨てない、汚さない」という美化意識を持ってもらうことや、地域で一緒に活動を行うことで連帯感の高まりや、地域・郷土への関心や愛着の高まりが期待できるものです。

#### 基本目標 4 一協働推進体制の整備一

市民協働によるまちづくりを着実に推進するために、行政内部及び外部に協働の推進に関する組織を設置し、活用することで効率的に協働の推進を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 20 年度)	目 標 (平成 25 年度)	実 績 (平成 24 年度)
市民協働担当者による推進組織の設置	0	1 組織	0

※成果指標数値について、平成 25 年度までに推進組織の設置は見込まれない。

#### 《推進施策及び推進事業》

##### 推進施策 1 行政内部の推進体制の整備

###### 推進事業① 市民協働推進会議の設置

全庁的に協働を推進する担当者を配置し、担当者をもって市民協働推進会議を組織し、本計画推進にあたっての指導助言、問題の協議などを行い、計画の実効性の確保に努めます。

[現状及び課題]

- ・協働担当者の配置について未設置であり、市民協働推進会議についても組織していない。職員への研修と合わせ、行政内部の体制を整備する必要がある。

##### 推進施策 2 協働のネットワーク構築

###### 推進事業① 市民活動推進委員会の活用

市民活動の推進に関する諸施策の調査審議や市民活動センターの運営評価のほか、協働事業提案制度などの協働の取組みを全体的に審議評価するために市民活動推進委員会の活用を図ります。

[現状及び課題]

- ・市民活動推進委員会の役割は本市の協働の推進において重要であり、市民活動の推進に関する諸施策の調査審議や市民活動センターの運営評価のほか、市民活動団体や町会への助成事業の審査も行っている。今後も、協働の取組みを全体的に審議評価し、推進して行くために市民活動推進委員

---

会の活用を図る。

### 推進事業② 大学との連携

大学や短大等の高等教育機関と協調関係を築き、協働の動向や専門知識の収集に努めます。

[現状及び課題]

- ・委員会の委員派遣や研修の講師派遣など協調関係を築いており、今後も継続、充実を図る。

### 推進事業③ 活動の情報収集

情報交換・学習会や様々な機会を捉え、活動情報の把握に努め、必要に応じ事業の実施に反映します。

[現状及び課題]

- ・情報の収集・提供は情報紙やホームページを通じ行っているが、よりきめ細かい情報の提供を行うとともに、行政内部での情報の共有を図る必要がある。



## 第4章 本市の市民活動を推進するための取組み

### 第1節 佐野市市民活動推進計画の目標

第一期計画では、「誰もが住み良い豊かな暮らしを実感できる、市民みんなで作る夢のあるまちづくり」の基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げ、本市の市民活動を推進してきました。本計画では、第二期計画として、同一の基本理念のもと、これまでの4つの基本目標を検討・再編し、次の3つを基本目標として今後の市民活動のさらなる推進を図ります。

基本目標1 協働の理解促進と市民力・地域力の向上

基本目標2 市民活動団体への支援と連携強化

基本目標3 地域自治組織の確立



### 第3節 基本目標及び推進施策

#### 基本目標 1 一協働の理解促進と市民力・地域力の向上一

協働によるまちづくりを進めるため、市民や市民活動団体、事業者に対し、協働・市民活動に対する理解と関心が深まるような情報提供や啓発活動に取り組みます。また、協働を基本とした市政に転換するよう市職員への啓発や行政内部の体制整備に取り組みます。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民活動に参加している、若しくは参加したことがある市民の割合	65.1%	69.0%

※平成 24 年度市政に関するアンケートより

#### 推進施策 1 市民、市民活動団体に対する意識啓発推進

協働の主体である市民、市民活動団体、事業者に、協働の意義や理念、また市民活動の様子や実績などを知ってもらい、市民協働の担い手として行動してもらえよう情報提供や意識啓発事業に取り組みます。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
研修会の参加者数	193 人	310 人

#### 《推進事業》

##### ① 情報の収集・提供

[内 容]

市民活動や市民協働の施策・事業等に関する情報や活動事例、団体紹介など市民活動及び協働の充実に必要な情報を、多様な媒体を通じ積極的に収集し発信します。

【情報紙「シャイニング・アイ」等の充実】

---

担当課及び市民活動センターで発行する情報紙の紙面の充実に努めます。

**【市及び市民活動センターのホームページの充実】**

市民協働に関心を持ってもらえるようホームページの情報の充実に努めます。

**【佐野ケーブルテレビの活用】**

協働に関する取組情報の提供に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、政策調整課

**② 相談の充実**

〔内 容〕

市民活動の活動状況の把握や情報収集の強化に努め、市民活動促進課及び市民活動センターを窓口にして市民活動の相談に適切に対応できる体制を整えます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

**③ 講演会・講座等の実施**

〔内 容〕

**【市民協働の講演会・講座の開催】**

市民活動センターと連携し、市民活動や協働の理解を深める講演会や講座などを開催し啓発活動に取り組みます。

**【楽習出前講座の活用】**

市民からの要望に応じて講座を開催する「楽習出前講座」を活用し、市民活動や協働に関する取組みの理解を深めます。

**【佐野市社会福祉協議会との連携】**

佐野市社会福祉協議会と連携し、市民がボランティア活動を始めるきっかけとなるような講座の開催に取り組みます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター、生涯学習課

**推進施策2 市職員に対する意識啓発の推進**

協働の推進を担う市職員に対し、市民活動や市民との協働の意義を踏まえ協働を

活用した事務事業を適切に実施できるよう意識啓発に取り組みます。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民協働を意識して事務を行っている職員の割合	－%	80%

＜＜推進事業＞＞

① 研修の充実と協働ハンドブックの活用

〔内 容〕

市職員が市民活動や市民との協働についての考え方を理解し、協働の取り組みを進めるために必要な知識、事務手続きに関する研修会を実施します。また、協働ハンドブックの活用に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課

**推進施策3 行政の体制・仕組み整備**

市民の意見が行政の政策形成に活かされる仕組みを充実させ、市政参画の機会の拡充を図ります。また、市役所内部で組織横断的に協働を推進する仕組みを整え、協働の定着を図ることで本計画の円滑な推進に努めます。

さらに、大学等の高等教育機関と協調し、連携を推進します。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民協働推進員の設置者数	0 人	60 人

＜＜推進事業＞＞

① 各審議会等への市民参加の促進

〔内 容〕

行政が設置する各種審議会、委員会などに市民からの公募枠を設け、また拡大し、市民の意見を施策に反映しやすい環境の整備に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 各事業課



---

## ② 市民協働推進員の設置

〔内 容〕

全庁的に市民との協働を推進する推進員を各部署に配置し、本計画推進にあたっての担当部署との連絡調整、諸問題の協議などを行い計画の実効性の確保に努めます。

〔時 期〕 平成 27 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課

## ③ 市民活動推進委員会の活用

〔内 容〕

市民活動の推進に関する諸施策の調査審議や市民活動センターの運営評価のほか、協働の取組みを全体的に審議評価するために、市長の附属機関である市民活動推進委員会の活用を図ります。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課

## ④ 大学との連携

〔内 容〕

宇都宮大学、東京農工大学、佐野短期大学、足利工業大学等の高等教育機関と協調関係を築き、協働の動向や専門知識の収集に留意しながら連携を推進します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 政策調整課、各事業課



## 基本目標 2 ー市民活動団体への支援と連携強化ー

市民活動団体の活動は、市民協働のまちづくりの推進力であり、その活動は意欲的で主体的な人々に支えられております。NPO・ボランティア団体等、様々な市民活動団体の活動を支援し、連携を強化して活動環境の整備に努め、活動団体の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民と協働している事業数	138 件	156 件

※（市民活動促進課庁内調査より）

### 推進施策 1 活動団体の育成・支援

NPOやボランティア団体などが抱える問題の解決や、活動団体の人材育成に寄与するため、団体同士の交流や他市の先進事例などを学ぶ研修を実施し、活動団体の活動の向上を図る支援を行います。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民活動センター登録団体数	109 団体	134 団体

#### 《推進事業》

##### ① 情報交換・学習会の実施

〔内 容〕

NPO及びボランティア団体等の活動の問題解決と活動内容の向上のために、団体同士の情報交換や学習会、及び活動に役立つ知識やノウハウを学ぶための研修会を市民活動センターと連携し開催します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

##### ② 広報活動の支援

〔内 容〕

市民活動センターの情報紙や市民活動センターホームページ等を活用し、市民活動団体の活動情報や行事予定、募集など、活動団体を周知する情報の発信に積極的に努めるとともに多様な機会を捉え団体の広報活動を支援します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

## 推進施策2 活動拠点の拡充

市民活動や市民との協働の視点から、活動の拠点となる施設の拡充に努め、利用者のニーズを踏まえた事業の実施や相互の交流促進、相談業務の充実、団体運営の情報発信などを強化し、施設の利用促進を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民活動センター利用者数	16,126 人	17,000 人

### ＜推進事業＞

#### ① 市民活動センターの充実

〔内 容〕

市民活動センターの利用者と指定管理者の連携のもとに、企画事業や交流事業を実施し、利用者主体の活動を展開します。また団体活動に関する情報提供や相談業務の充実などを図り、支援センターとしての機能を高めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、市民活動センター

#### ② 地区公民館等の充実

〔内 容〕

市有施設である各地区公民館の更なる利用をすすめ、市民協働に関する情報提供やコミュニティ活動等の利用が促進されるよう努めます。また、地域生活改善センター等他の市有公共施設が設置されている地域においても、同様の取組みを推進し地域での市民活動団体の利用促進に努めます。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課、公民館管理課、農政課、農山村振興課、  
佐野総合窓口課

### ③ 新庁舎に（仮称）市民活動スペースの設置

〔内 容〕

新庁舎に（仮称）市民活動スペースを設置します。さまざまな市民団体の活動の場として、研修や会議、打合せなど多目的に利用できるスペースを設け、市民団体の活動の促進を図ります。

〔時 期〕 平成 27 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、財産管理課、新庁舎建設課

## 推進施策 3 市民活動に参加するための支援

市民活動団体が単独若しくは行政と協働し実施する公益事業の支援、また協働事業と市民を結びつけるためのきっかけづくりなど、市民が主体的に市民活動に参画できるための環境整備を行います。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民活動参画支援事業の支援団体数(累計)	10 団体	25 団体

### 《推進事業》

#### ① 市民活動参画支援事業の実施

〔内 容〕

NPOやボランティア団体等が、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与し、市民が主体となって自主的に行う住み良いまちづくりに貢献する事業を公募し、事業費の一部を補助する事業を実施します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課

#### ② アドプト制度の導入

〔内 容〕

地域住民や市民活動団体が公園や公民館、集落センターなどの地域の公共施設や、道路、用水路、河川などの公共の財産を愛情と責任をもって維持管理し清掃美化するアドプト制度の導入を図ります。

〔時 期〕 平成 27 年度から実施

〔関係課〕 市民活動促進課、各事業課

### 基本目標 3 — 地域自治組織の確立 —

市民活動の中で最も一般的な活動は、自治会活動であり、多くの市民が参加しています。この自治会活動はさまざまな分野で市と協働を実施しており、今後もその協働関係が重要になってきます。一方、地域の高齢化や未加入世帯の問題など、自治会活動の弱体化につながる問題が顕在化してきており、自治会活動に対して、人材の育成や活動の支援を行い、活動環境を整備して地域の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
町会加入世帯割合	88.7%	88.0%

※成果指標の加入世帯割合が年々低下していく状況であるため、目標値は加入割合の低下を抑える設定をしています。

#### 推進施策 1 自治会活動支援

市民同士の連携や市民活動団体との協働をもって地域の課題に自ら取り組むコミュニティ活動の振興を図り、市民主体の地域づくりを目指します。市内でコミュニティ活動のモデルとなる自治会を指定し、支援することで住み良い地域のモデルを作り、市内全体への広がりを進め、自治会活動の振興に努めます。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
市民活動モデル町会支援事業の支援町会数(累計)	3 町会	12 町会

#### 《推進事業》

##### ① モデル町会支援事業の実施

[内 容]

モデル町会を指定し、市民活動及び協働の理解を図りつつ市民の相互扶助や安全対策、また公共施設の管理運営などに取り組むことで主体的な地域づくりを推進します。市は、モデルを受ける町会に対し、識者からのアドバイスや財政的支

援、広報協力などを行います。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 市民活動促進課

## ② 人的支援の検討

〔内 容〕

地域自治組織の確立に向けて、町会活動の充実を図るための人的支援の方法を検討し、実施します。

〔時 期〕 平成 26 年度から検討

〔関係課〕 行政経営課、市民活動促進課、各事業課

## ③ 財政支援の検討

〔内 容〕

町会活動の充実を図るため、町会依頼業務の見直しや、業務契約等について検討します。

〔時 期〕 平成 26 年度から検討

〔関係課〕 行政経営課、市民活動促進課、各事業課

## 推進施策 2 自治会活動の拠点整備支援

市民同士の連携や自治会活動の拠点となる各自治会組織の集会施設について、その整備について支援を行い、活動環境を整備して地域の活性化を図ります。

成果指標	実績基準年 (平成 24 年度)	目 標 (平成 29 年度)
整備された施設割合(交付施設数/町有公民館数)	31.5%	40.4%

### 《推進事業》

#### ① 町有公民館施設整備支援事業の実施

〔内 容〕

地域住民にとって身近な町有公民館の利用促進を図り、地域活動を活発に導くため、町有公民館の新築・増改築・用地取得にかかる費用を支援します。

〔時 期〕 継続実施

〔関係課〕 公民館管理課、市民活動促進課

---

#### 第4節 佐野市市民活動推進計画の推進及び進捗管理

佐野市市民活動推進計画については、実施した協働事業を適正に評価し、評価結果を計画の推進に反映させる仕組みを整えます。

##### (1) 事業実施者による自己評価

事業実施課が実施した協働事業を自ら評価します。この際の評価票については、現在の事務事業の行政評価にあわせて行えるよう検討します。

##### (2) 市民協働推進員による評価

市民協働推進員による評価を実施し、進捗を管理します。

##### (3) 市民活動推進委員会の指導・助言

佐野市市民活動推進委員会は、佐野市市民活動推進条例第11条第1項の規定により設置された附属機関で、識見を有する者、市民活動を実践している者、公募に応じた者で構成されており、市民活動の推進に関する施策を調査審議するとともに、事業実施における助言を行います。



資 料 編



## 1 市政に関するアンケート結果

アンケート 1

(%)

あなたは、「協働」という言葉やその内容を知っていますか。		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回 答	「協働」の内容を理解している	11.7	14.7	17.7
	「協働」という言葉は知っているが、内容はわからない	32.9	32.2	31.7
	「協働」という言葉を初めて聞いた	53.0	50.6	48.6
	無回答	2.4	2.5	2.0

アンケート 2

(%)

あなたは、これまで何らかの市民活動(ボランティア活動、NPO 活動、コミュニティ活動、自治会・育成会等)をしたことがありますか。		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
回 答	現在、活動している	15.6	16.1	22.6
	過去に活動したことはあるが、現在は活動していない	41.1	39.8	42.5
	活動したことはない	40.0	42.5	33.1
	無回答	3.2	1.6	1.8

## 2 策定経過

### 佐野市市民活動推進計画 素案作成調整（庁内）

実施時期	実施項目	内容等
H25.8.20. ～9.17.	庁内各課意見照会・調整	佐野市市民活動推進計画（素案） について
H25.10.8. ～10.16.	庁内各課意見照会・調整	佐野市市民活動推進計画（案）に ついて

### 佐野市市民活動推進委員会（市民）

実施時期	実施項目	内容等
H25.5.22.	第1回市民活動推進委員会	計画書（素案）構成について
H25.8.28.	第2回市民活動推進委員会	計画書（素案）について
H25.9.26.	第3回市民活動推進委員会	計画書（素案）について

### 3 佐野市市民活動推進条例

平成19年12月21日条例第44号

#### 佐野市市民活動推進条例

私たちのまち佐野市は、万葉の詩情あふれる豊かな自然に恵まれ、先人たちの英知と努力により人と自然が調和した個性と魅力ある地域社会を築いてきた。

今日の地域社会は、少子高齢化、高度情報化、国際化へと進み、市民の要望や価値観は多様化し、地域が抱える課題も多岐にわたり、かつ、複雑化してきている。そこで、柔軟性や専門性を持つ市民や市民活動団体による活動が、様々な地域課題の解決の一役を担うことが求められる。

本市が活力あるまちとして発展し続けるためには、市民一人一人が家庭、地域、学校、職場などの様々な場で市民活動に関心を持ち、実践することにより地域で支えあうことの大切さを認識する必要がある。そして、公益という共通の価値観のもと、市民、市民活動団体、事業者及び市が相互の特性を尊重し、対等な立場で協働することが重要である。さらに、市民、市民活動団体及び事業者の創意工夫と行動力を活かした新たな公共サービスへの進展が求められる。

ここに、市民活動を推進し、人と人との触れ合いの輪を広げ、生き生きと暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、市民活動の推進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民、市民活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、市民活動の推進を図り、もって活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において「市民活動」とは、営利を目的とせず、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として自主的に行うものであって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、及び儀式行事を行い、並びに信者を教化し、及び育成することを目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

2 この条例において「市民活動団体」とは、市民活動を行うことを主たる目的とし、継続的にその活動を行う団体をいう。

3 この条例において「市民」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 市の区域内に居住する者

(2) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(3) 市の区域内に存する学校に在学する者

4 この条例において「事業者」とは、市の区域内において、営利を目的とする事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に理解を深め、対等な立場で協働することにより市民活動を推進するものとする。

2 市民活動の推進に当たっては、市民活動の自主性及び自立性が尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民活動の推進に関する施策の実施に当たっては、当該施策に市民、市民活動団体及び事業者の意見が反映されるよう努めるものとする。

3 市は、市民活動が円滑に推進されるよう適切な措置を講ずるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、市民活動に関する理解を深めるとともに、市民活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本理念にのっとり、市民活動を行うとともに、当該市民活動団体に関する情報を積極的に提供し、広く市民に理解されるよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会の一員として、市民活動に関する理解を深め、自発的に市民活動の発展及び推進に協力し、これを支援するよう努めるものとする。

(情報の提供)

第8条 市は、市民活動を推進するために必要な情報を積極的に提供しなければならない。

(人材の育成)

第9条 市は、市民活動を推進する人材を育成するため、研修の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(交流及び連携を推進するための措置)

第10条 市は、市民、市民活動団体及び事業者の相互の交流及び連携を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(佐野市市民活動推進委員会)

第11条 市民活動の推進を図るため、市長の附属機関として、佐野市市民活動

---

推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民活動の推進に関する施策を調査審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市民活動の推進に関し必要な事項
- (3) 佐野市市民活動センター条例(平成19年佐野市条例第45号)第1条に規定する佐野市市民活動センターの運営に関し評価を行うこと。
- (4) 前3号に掲げる事項に関し市長に意見を述べること。

3 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民活動に関し識見を有する者
- (2) 市民活動を実践している者
- (3) 公募に応じた者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 4 佐野市市民活動センター条例

平成19年12月21日条例第45号

##### 佐野市市民活動センター条例

佐野市総合ボランティアセンター条例（平成17年佐野市条例第112号）の全部を改正する。

##### （設置）

第1条 市民活動（佐野市市民活動推進条例（平成19年佐野市条例第44号）第2条第1項に規定する市民活動をいう。以下同じ。）の推進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、佐野市市民活動センター（以下「センター」という。）を設置する。

##### （名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市市民活動センター	佐野市大橋町3211番地5

##### （事業）

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動に関する研修及び人材の育成に関すること。
- (2) 市民活動を行う者の相互連携及び交流の推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報の収集及び提供並びに相談に関すること。
- (4) 市民活動のための施設の提供に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業

##### （指定管理者による管理）

第4条 市長は、センターの管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

##### （指定管理者の業務）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。
- (3) 施設等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

##### （開館時間）

第6条 センターの開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することが

できる。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時から午後6時まで

(2) 火曜日から土曜日まで 午前9時から午後9時まで  
（休館日）

第7条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日  
（利用者の範囲）

第8条 センターを利用することができる者は、市民活動を行う個人及び法人その他の団体とする。

（利用の許可）

第9条 センターの次に掲げる施設及び附属設備を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

(1) 研修室

(2) 点訳室

(3) 作業室

(4) 録音室

(5) 印刷室

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

(1) センターの設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。

（施設等の変更禁止）

第11条 第9条第1項の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

（目的外利用等の禁止）

第12条 利用者は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、又は利用する権

利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(物品販売等の禁止)

第13条 センターにおいては、物品の販売、広告物の掲示及び配布、寄附の募集その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(利用許可の取消し等)

第14条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又はセンターの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第15条 センターの施設の利用に係る料金は、無料とする。

- 2 センターの有料の附属設備は、ロッカーとする。
- 3 ロッカーの利用者は、指定管理者に利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。
- 4 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由によりロッカーを利用することができなくなったとき。
- (2) 許可を受けた利用開始日の前日までに利用の取消し又は変更を申し出たとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(入館の制限)

第17条 指定管理者は、センターの入館者(以下「入館者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) センターの秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。



- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。  
(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第14条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。  
(損害賠償の義務)

第19条 利用者又は入館者は、故意又は過失によりセンターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。  
(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第15条第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市総合ボランティアセンター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の佐野市市民活動センター条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第15条関係)

区分	金額
ロッカー	1個1月につき100円

備考

- 1 利用期間が1月に満たないときは1月、利用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月とする。
- 2 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。

## 5 佐野市市民活動推進委員会規則

平成19年12月21日規則第76号

改正

平成21年3月31日規則第26号

### 佐野市市民活動推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐野市市民活動推進条例(平成19年佐野市条例第44号。以下「条例」という。)第11条第7項の規定に基づき、佐野市市民活動推進委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、公開とする。ただし、委員長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(1) 会議の内容が佐野市情報公開条例(平成17年佐野市条例第8号)第6条第1号又は第2号に係るものであるとき。

(2) 会議を公開することにより当該会議の公正かつ適正な議事運営に著しい障害が生ずることが明らかに予想されるとき。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総合政策部市民活動促進課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

---

( 施行期日 )

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

( 会議の招集の特例 )

2 この規則の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

( 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則の一部改正 )

3 佐野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等の支給に関する規則(平成17年佐野市規則第49号)の一部を次のように改正する。

( 次のよう略 )

附 則(平成21年3月31日規則第26号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 6 佐野市市民活動推進委員会委員名簿

(敬称略・50音順)

No	氏名	所属 (H25.4.1.現在)	備考
1	荒井 和久	公 募	
2	糸井 裕治	佐野市社会福祉協議会	
3	井上 純道	社団法人佐野青年会議所	
4	大木 美智子	メンタルヘルスボランティア グループ「フレンド」	
5	奥澤 詔司	佐野市コミュニティ推進連絡協議会	
6	奥 利文	社団法人佐野法人会	
7	亀山 三郎	佐野市ボランティア協会	
8	久保田 旻	公 募	
9	小暮 悦子	NPO法人まごの手	
10	照沼 和男	佐野日本大学高等学校	
11	永島 徹	NPO法人風の詩	
12	中田 裕久	栃木県NPO協会	委員長
13	早川 進	イオンリテール佐野新都市店	
14	廣瀬 幹雄	公 募	
15	和田 晴美	佐野短期大学	副委員長



佐野市市民活動推進計画

平成26年3月

発行 佐野市  
編集 総合政策部市民活動促進課

〒327-8501

栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3812

市HP <http://www.city.sano.lg.jp/>



佐 野 市